

改正案	現行
<p>（認可の申請）</p> <p>第八条の十五 法第三十三条の三第一項の規定により法第三十三条の認可の申請をしようとする者は、様式第十五による申請書を都道府県知事（<u>岩石採取場の所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に属する場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。以下</u>第八条の十六、<u>第八条の十七及び第八条の十八において同じ。）に提出しなければならぬ。</u></p> <p>2 略</p> <p>（軽微な変更）</p> <p>第八条の十六の二 法第三十三条の五第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、当該変更によつて当該変更に係る採取計画に関し新たに災害が発生するおそれがないものとする。</p> <p>2 前項の採取計画の軽微な変更の基準に関し必要な事項は、当該変更に係る採取計画の認可をした都道府県（<u>岩石採取場の所在地が指定都市の区域に属する場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市。</u>）の条例、規則その他の定めで定めることができる。</p>	<p>（認可の申請）</p> <p>第八条の十五 法第三十三条の三第一項の規定により法第三十三条の認可の申請をしようとする者は、様式第十五による申請書を都道府県知事に提出しなければならぬ。</p> <p>2 略</p> <p>（軽微な変更）</p> <p>第八条の十六の二 法第三十三条の五第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、当該変更によつて当該変更に係る採取計画に関し新たに災害が発生するおそれがないものとする。</p> <p>2 前項の採取計画の軽微な変更の基準に関し必要な事項は、当該変更に係る採取計画の認可をした都道府県の条例、規則その他の定めで定めることができる。</p>

(条例等に係る適用除外)

第二十九条 第八条第一項、第八条の四、第八条の五、第八条の七、第八条の九、第八条の十一、第八条の十五から第十八条の十八まで、第十二条及び第二十三条(都道府県知事の事務に係る部分に限る。)の規定は、都道府県の条例、規則その他の定め⁹¹に別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

2| 第八条の十五から第八条の十八まで、第十二条及び第二十三条(指定都市の長の事務に係る部分に限る。)の規定は、指定都市の条例、規則その他の定め⁹¹に別段の定めがあるときは、その限度において適用しない

(条例等に係る適用除外)

第二十九条 第八条第一項、第八条の四、第八条の五、第八条の七、第八条の九、第八条の十一、第八条の十五から第十八条の十八まで、第十二条及び第二十三条(都道府県知事の事務に係る部分に限る。)の規定は、都道府県の条例、規則その他の定め⁹¹に別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

様式第 21 (第 12 条関係)

表	
8.4センチメートル	
写 真 添 付 面	
12センチメートル	
第 号	職 氏 名
	生 年 月 日
採石法第 42 条の規定による立入り検査証	
年 月 日 発行	
有効期間	
経済産業大臣、経済産業局長	
都道府県知事、指定都市の長	(印)

様式第 21 (第 12 条関係)

表	
8.4センチメートル	
写 真 添 付 面	
12センチメートル	
第 号	職 氏 名
	生 年 月 日
採石法第 42 条の規定による立入り検査証	
年 月 日 発行	
有効期間	
経済産業大臣、経済産業局長	
都道府県知事	(印)

裏

採石法抜すい

第 33 条 採石業者は、岩石の採取を行おうとするときは、当該岩石の採取を行う場所（以下「岩石採取場」という。）ごとに採取計画を定め、当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事（当該所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に属する場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。以下この節並びに第三十三条の十七、第三十四条の六及び第四十二条から第四十二条の二の二までにおいて同じ。）の認可を受けなければならない。

第 42 条 経済産業大臣、経済産業局長又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、採石業者からその業務の状況に関する報告を徴し、又はその職員にその岩石採取場若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3 第 1 項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 44 条 左の各号の 1 に該当する者は、3 万円以下の罰金に処する。

四 第 42 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

裏

採石法抜すい

第 42 条 経済産業大臣、経済産業局長又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、採石業者からその業務の状況に関する報告を徴し、又はその職員にその岩石採取場若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3 第 1 項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 44 条 左の各号の 1 に該当する者は、3 万円以下の罰金に処する。

四 第 42 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者